

## 1、貸倒引当金設定の対象となる金銭債権の範囲

- ① 売掛金、貸付金
- ② 未収の譲渡代金、未収加工料、未収請負金、未収手数料、未収保管料、未収地代家賃又は貸付金の未収利子で、益金の額に算入されたもの
- ③ 労働保険料の被保険者負担金の立替金のように他人のために立替払いした場合の立替金
- ④ 未収の損害賠償金で益金の額に算入されたもの
- ⑤ 保証債務を履行した場合の求償権
- ⑥ その有する売掛金、貸付金等の債権について取得した受取手形
- ⑦ その有する売掛金、貸付金等の債権について取得した先日付小切手のうち、法人が金銭債権に含めたもの
- ⑧ 商工会議所債権、私立学校債
- ⑨ 金融債、公社債等を担保とする貸借取引と認められる買現先で、法人から金銭債権と認識し設定の対象となるもの
- ⑩ 延払基準を適用している場合の割賦未収金(棚卸資産とされたものを除く。)
- ⑪ 裏書譲渡等された受取手形(その裏書譲渡された受取手形の金額が財務諸表の注記等において確認できるもの。)

## 2、貸倒引当金繰入限度額

個別評価する金銭債権の種類ごとに繰入限度額が定められている。

個別評価金銭債権	繰入限度額
会社更生法等の規定による更正計画認可決定等の事由で弁済の猶予又は賦払による弁済とされた債権	その事由が生じた事業年度後5年以内に弁済される金額以内
債務者について債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しが無い債権	取立ての見込みがないと認められる金額
会社更生法等の規定による更正手続開始等の申立て等がなされた者に対する債権	50%
長期にわたる債務の履行遅滞により経済的価値の著しい減少又は弁済を受けることが著しく困難と認められる外国の政府、中央銀行等に対する債権	50%

詳細は以下を参照の事

貸倒引当金勘定への繰入限度額 法人税法施行令第96条第1項 抜粋	
第1号	法第52条第1項の内国法人が当該事業年度終了の時に於いて有する個別評価金銭債権(同項に規定する個別評価金銭債権をいい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。以下この項において同じ。)につき、当該個別評価金銭債権に係る債務者について生じた次に掲げる事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合 当該個別評価金銭債権の額の当該事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなっている金額以外の金額(担保権の実行その他によりその取立て又は弁済(以下この項において「取立て等」という。)の見込みがあると認められる部分の金額を除く。)
	イ 会社更生法または金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正計画認可の決定
	ロ 民事再生法の規定による再生計画認可の決定
	ハ 会社法の規定による特別精算に係る協定の認可の決定
	ニ イからハまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由

		<p>↓ 法人税法施行規則第25条の2</p> <p>1号:債権者集会の協議決定で合理的基準により債務者の負債整理を定めているもの</p> <p>2号:行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約で、その内容が前号に準ずるもの</p>
第2号		<p>当該内国法人が当該事業年度終了の時に有する個別評価金銭債権に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しが無いこと、災害、経済事業の急変等により多大な損害が生じたことその他の事由が生じていることにより、当該個別金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みが無いと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>当該一部の金額に相当する金額</p>
第3号		<p>当該内国法人が当該事業年度終了の時に有する個別評価金銭債権に係る債務者につき、次に掲げる事由が生じている場合(第1号に掲げる場合及び前号に定める金額を法第52条第1号に規定する個別貸倒引当金繰入限度額として同項の規定の適用を受けた場合を除く。)</p> <p>当該一部の金額に相当する金額</p> <p>当該個別金銭債権の額(当該個別評価金銭債権額のうち、当該債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。)の100の50に相当する金額</p>
	イ	会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申し立て
	ロ	民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て
	ハ	破産法の規定による破産手続開始の申し立て
	ニ	会社法の規定による特別清算開始の申し立て
ホ	<p>イからニまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由</p> <p>↓ 法人税法施行規則 第25条の3</p> <p>手形交換所(手形交換所のない地域にあっては、その地域において手形の交換業務を行う銀行団を含む。)による取引停止処分とする。</p>	
第4号		<p>当該内国法人が当該事業年度終了の時に有する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権につき、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている場合</p> <p>当該個別金銭債権の額(当該個別評価金銭債権額のうち、これらの者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。)の100の50に相当する金額</p>

※ 債務超過の状態が相当期間継続しているとは、おおむね1年以上債務超過であることをいいますが、その債務超過に至った事情と事業好転の見通しを合わせて判断します。

